

9/23/72

沖縄県の米軍普天間基地（宜野
郷市）に代わる名護市辺野古の新
基地建設をめぐり、齊藤鉄夫国土
交通相が、防衛省沖縄防衛局によ
る理る立て「工事の設計変更申請を
承認するより、玉城アニー知事が
「撤退」しました。知事が辺野古
新基地に反対する沖縄の民意が政
府に詰みつれない実情を訴えるた
め、ペイス・ジャネットでの国連
人権理事会に出席してくるとかな
に、勧告文書を知事不在の県庁に
送りつけました（12日発送）。知
事が政府の姿勢を「国際社会では
異様ない」と（琉球新報20日付）
と批判したのは当然です。

主張

認する「代理行」に向かた手続の一つです。

決を今更に取り戻しました。
今回の勧告の最高裁の不当
判決を受けたもので、27日既に
設計変更申請を承認するよう迫
してきました。

認められない事も、
最高裁の判断は、行政不服審査
制度の乱用による國交相の廁止指
示を手続的的に認めただけで、知
事が設計変更申請を不承認にした
理由についての判断は示していま
せん。

知事支える世論大きく
デニー知事は國連人権理事会
で、沖縄の現状について「米軍基
地が集中し、平和が脅かされ、意
識決定への平等な参加が阻害され

（私人）の権利救済を目的とした行政不服審査制度を乱用して國交相に審査請求をし、國交相は知事の不承認を取り消す「裁決」として、知事に承認を求める「是正の指示」を出した。知事はこれらを違法として提訴しあつたが、最高裁判所は知事の訴えを退ける不当判決。場合は高裁に訴えを起訴することができます。高裁が訴えを認めても知事が承認しない場合は、國交相が代わって承認する代執行を行つことができます。これらの手続きは地方自治法で定められておらず、放置すれば「難しまる公益を害する」ことが明りかな場合は、結論